

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
35	三 離婚の効果 1 身分上の効果 (1) 婚姻関係の解消	離婚によって当事者間の婚姻関係が、将来に向かって、消滅する。離婚の最も基本的な効果である。この効果から各当事者の再婚の自由が派生する。 <u>ただし、婚姻障害の箇所★1で述べたとおり、女性は一定期間再婚が禁止される(733条1項)。</u>	離婚によって当事者間の婚姻関係が、将来に向かって、消滅する。離婚の最も基本的な効果である。この効果から各当事者の再婚の自由が派生する。 <u>ただし、以降の一文を削除。</u>	24/7
35	欄外 参照	★1 婚姻障害については第3章第1節第2款へ。	削除	24/7
149	欄外 関連判例	★ 2 最判平 10.2.26 内縁の夫婦が居住及び共同事業の場として共有していた不動産について、	★ 2 最判平 10.2.26 内縁の夫婦が居住又は共同事業の場として共有していた不動産について、	24/9